

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2023年11月24日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会〈Loan Market Association〉ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。
また、当行独自の融資「FFG 本業支援ローン（グリーンローン型）」は、格付投資情報センター（R&I）より、融資フレームワークについて基準に適合しているとの外部評価を受けております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会 International Capital Market Association）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンドガイドライン（国際資本市場協会 International Capital Market Association）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているグリーンボンド、サステナビリティボンドに投資しています
- ・サステナビリティボンドは、気候変動対応に資する事業の寄与分を合理的に算出できる場合に限り、その割合で按分した金額を対象残高としています。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。また、当行独自の融資「FFG 本業支援ローン（サステナビリティ・リンク・ローン型）」は、格付投資情報センター（R&I）より、融資フレームワークについて基準に適合しているとの外部評価を受けております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会 International Capital Market Association）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しています。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会 International Capital Market Association）
・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁・経済産業省・環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では、外部評価を受けているトランジション・ボンドに投資しています

Ⅱ. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の何れかに該当する投融資（資金使途が以下のとおりに限定されている投融資）であること

- ・環境アセスメントなど、環境へのネガティブな影響に対処している再生可能エネルギー関連（太陽光発電、風力発電、バイオマス、水力発電施設など）への投融資
- ・経済産業省所管の省エネルギー設備投資に係る利子補給金制度の対象融資
- ・環境省所管の地域脱炭素融資促進利子補給事業の対象融資
- ・資金使途の一定割合をグリーンプロジェクトとする投資方針が有価証券報告書等で確認でき、かつ東証インフラファンド市場に上場するインフラファンドへの投融資のうち、各インフラファンドに占めるグリーンプロジェクトの割合で按分した額

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・サステナブルファイナンスに関し、親会社であるふくおかフィナンシャルグループ（以下、FFG）の取締役会が定める規定に基づき、対象となる投融資の基準をFFG経営企画部担当役員の決定により定めています。適合性の判断については、FFGリスク統括部が独立した立場から検証を実施しています。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の要件すべてを満たす、ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金使途が限定されていない融資）

- ・ポジティブ・インパクト金融原則（国連環境計画・金融イニシアティブ United Nations Environment Programme Finance Initiative）に適合すること
- ・融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
- ・融資期間中、設定した目標及びKPIの達成状況へのモニタリングに対応できること（少なくとも年1回以上）
- ・融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、日本格付研究所（JCR）の外部評価を得たものであること

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・サステナブルファイナンスに関し、親会社である FFG の取締役会が定める規定に基づき、対象となる投融資の基準を FFG 経営企画部担当役員の決定により定めています。適合性の判断については、FFG リスク統括部が独立した立場から検証を実施しています。

以 上